

2023年7月9日9時30分-10時05分タイ学会（於大東文化大学）報告趣旨・資料  
クルーバー・シーウィチャイの2回のバンコク召喚（1920年、1935年）の背景：Bowie教授の所説への疑問 村嶋英治（早稲田大学名誉教授）

本報告者は、この10数年間、1880年代から1950年代までの日タイ関係を、日タイ双方の様々な資料を用いて研究してきた。なかでも、この時期の日タイ関係の重要なトピックであるにも拘わらず既存研究に乏しい、日タイ間の仏教交流について資料収集に努めた。

このリサーチの過程で、1941年前半にタイ国で70日間の仏教調査を実施したパーリ仏典専門家、山本快龍（1893-1948）が、帰国後の報告の中でクルーバー・シーウィチャイ（1878-1939）の第2回バンコク召喚（1935年11月-1936年5月）に言及した簡単な記述に遭遇した。そこで、2021年半ばに、日タイ仏教交流研究から少々寄り道して、山本の記述の当否を検証してみた。そのために、クルーバー・シーウィチャイを取り扱った、最近の英、タイ、日本語の研究文献を集め、それらの内容と使用資料を、本報告者手持ちの資料（特に『サンガ公報』）と比べてみたところ、いくつかの疑問が生じた。これが本報告の課題である。

シーウィチャイについて、多くの論文を発表しているのは、Katherine A. Bowie教授である。公開されている彼女のCVによれば、1950年生で、2017年には米国のアジア研究協会の会長の任にあった。彼女は2014年以来、一流英文ジャーナルなどにシーウィチャイに関する論文を4本発表している（最初の論文は、“Of Buddhism and Militarism in Northern Thailand: Solving the Puzzle of the Saint Khruubaa Srivichai”, *Journal of Asian Studies* Vol.73 No.3, August 2014, pp.711-732）。この外にも、2018年にはタイ人研究者たちと共に、『クルーバー・シーウィチャイ生誕140周年記念誌』（タイ語）にも執筆しており、彼女の所説は、タイ人研究者にも認められているようである。

しかし、本報告者は彼女の説明、なかでもシーウィチャイが1915年に地方官憲により2年間の軟禁処分を受けた原因の説明に、大きな疑問を持った。第一に、彼女はラーマ六世王の即位式（ラーチャーピセーク）と毎年の即位記念日（チャトラモンコン）との違いを理解しておらず、そのために因果関係の順序を誤解していること、第二に、軟禁処分の原因を資料的根拠がないにも拘わらず、徴兵逃れの青年たちを出家させたからである、と説明していることである。彼女の所説は、タイ・サンガの月刊広報誌『サンガ公報』に1920年に掲載された報告記事と完全に矛盾している。

本報告者は、上記の論点を、拙稿「北タイのカリスマ僧、クルーバー・シーウィチャイの1920年バンコク召喚事件の史実をめぐって」（『アジア太平洋討究』42号、2021年10月）として発表した。この内容は、2022年10月12日に Naresuan 大学のセミナーでも発表した。このセミナーには Bowie 教授も Zoom で参加したが、議論は全くかみ合わなかった（録画は、<http://www.facebook.com/socialscinu/videos/1268260300596916>）。その後、彼女は、

本報告者に反論する論文を *Journal of Siam Society*(JSS)に投稿し、彼女の投稿論文に関し、本報告者は本年 1 月末に同誌編集者より査読を依頼された。結果として彼女の論文は採用され、本報告者の査読内容もコメントとして掲載されることになった。彼女の論文及び本報告者のコメントは JSS Vol. 111 No. 1 (2023 年 5 月)号に掲載された。彼女の論文は、シーウィチャイが官憲の指示に逆らって自坊の点灯や銅鑼太鼓を鳴らすことを拒んだのは、1918 年 12 月 2 日の即位記念日であったことを証明できたと称しているが、1918 年の即位記念日は例外的に 1918 年末 19 年年始に国王誕生日と同時に挙行されていたことは、『タイ官報』掲載記事からも明白であり、彼女の主張は成り立たない。抑も六世王は 12 月 2 日に即位記念日の式典を挙行したことは一度もない。また、彼女は本報告者が、“First conflict”と書いているものを、“First arrest”とすり替えて、議論を混乱させている。

本報告者が与り知らぬことであるが、彼女は更に A Rejoinder なるものを書いて、それも JSS の同号に掲載されている。(JSS の全論文は、Thaijo でダウンロードできる)

本報告者は、「クルーバー・シーウィチャイの第 2 回バンコク軟禁の背景、過程及び結末」(『アジア太平洋討究』45 号、2022 年 12 月)も刊行しており、リサーチマップの村嶋のマイポータルで閲覧できる。

## 1, 関連年表

戒和上等の許可制に関する五世王布告 (ประกาศพระสงฆ์ให้รู้ทั่วกันทุกๆพระอาราม) 1876 年 3 月 31 日布告 (『タイ官報』3 卷 10-11 頁、1876 年 4 月 2 日号)

地方統治法 (พ.ร.บ.ลักษณะปกครองท้องที่) 1897 年 5 月 20 日布告 (『タイ官報』14 卷 105-124 頁、1897 年 5 月 30 日号)

サンガ統治法 (พ.ร.บ.ลักษณะปกครองคณะสงฆ์ ร.ศ.๑๒๑) 1902 年 6 月 16 日布告 (『タイ官報』19 卷 214-223 頁、1902 年 6 月 29 日号)

1905 年徴兵令 (พ.ร.บ.ลักษณะเกณฑ์ทหาร ร.ศ.๑๒๔) 1905 年 8 月 29 日署名 (『タイ官報』22 卷 513-518 頁、1905 年 9 月 3 日号) 施行地域は別途布告する

1910 年 11 月 11 日 六世王即位式 (第 1 回) Rachapisek, พระราชพิธีบรมราชาภิเษก, Coronation day

1911 年 11 月 11 日 六世王即位記念日 Chatramongkhon, จักรมงคล, Coronation anniversary 挙行 (以後 1917 年、18 年以外は 1925 年まで毎年 11 月 11 日に実施、1917 年は大洪水のためか実施せず、1918 年には年末年始に生誕祝と同時挙行)

1911 年 12 月 2 日 六世王即位式 (第 2 回) Rachapisek, พระราชพิธีบรมราชาภิเษก, Coronation day

戒和上任命に関する勅令布告 (ประกาศเรื่องตั้งอุปัชฌายะ) 1913 年 8 月 9 日布告 (『タイ官報』30 卷 196-200 頁、1913 年 8 月 24 日号)

1914 年 4 月 1 日からパーヤップ・ウドン・ウボン・ローイエットの 4 モントンに徴兵令施行、1913 年 9 月 17 日布告 (『タイ官報』30 卷 287-288 頁、1913 年 9 月 21 日号)

1915-1917 年クルーバー・シーウイチャイ戒和上任命に関する勅令 (1913 年 8 月 9 日) 第 15 条違反により軟禁刑 2 年 (刑の上限)、Ban Pang 寺の住職の地位も剥奪される

1918 年末 1919 年始国王生誕祝・即位記念日同時挙行(การพระราชพิธีฉลองพระประจำปีพระชนมพรรษา เสด็จมพระชนมพรรษา และฉัตรมงคล) (『タイ官報』35 卷 2827 頁、1919 年 1 月 19 日号)

1920 年 5 月-7 月第 1 回バンコク召喚

1924 年 9 月 6 日付マハーラート、パーヤップ、パッタニーの 3 モントンに 1902 年サンガ統治法施行布告 (『タイ官報』41 卷、74-75 頁、1924 年 9 月 7 日号)

1934 年 11 月 9 日ドーイステープ登山道路着工式、35 年 4 月 30 日開通式

1935 年 11 月 1 日-1936 年 5 月 14 日 クルーバー・シーウチャイ第 2 回バンコク召喚

1939 年 2 月 21 日クルーバー・シーウチャイ (1878 年 6 月 11 日生) 示寂

## 2, 戒和上任命に関する勅令布告 (ประกาศเรื่องตั้งอุปัชฌายะ) 1913 年 8 月 9 日布告

10 条、戒和上が、サンガ及び行政官吏が禁じている者に受戒 (沙弥・比丘出家) させることを禁じる。

11 条、戒和上が許可された地域以外で (沙弥または比丘に) 授戒することを禁ずる。

12 条、10 条及び 11 条に違反した戒和上を、管轄サンガ長が処罰すべきであると判断した時、次の一つもしくは複数の罰を課す。

- ①一時的に授戒することを禁じる、
- ②戒和上任命書を返還させ戒和上の地位を剥奪する、
- ③国法に反しない範囲で処罰する、
- ④一時的な軟禁、
- ⑤問題を起こした地域より一時的に追放する。

13 条、一時的な処罰の期間は服従するようになるまでとするが 2 年を超えない

こと。

15条、サンガの任命を受けていない比丘が私的に授戒した場合は、12条の③、④、⑤の処罰に処し、受戒した者は違法出家であるので比丘・沙弥の受けるべき利益を享受できない。

18条 本勅令の規定は1902年サンガ統治法の準用と見做す

### 3, 1920年7月12日付クルーバー・シーウィチャイ審査報告 (『サンガ公報

(แถลงการณ์คณะสงฆ์)』 Vol.8 no.5, Aug.1920, pp.174-180)

ワチラヤーナワローロット総管長は、チナウォンシリワット (Jinavorn Sirivaddhana) 親王 (1859-1937 กรมหลวงชินวราธิบดี, 三世王の孫, ワチラヤーナワローロット親王の遷化 (1921年8月2日) により、1921年8月20日に第3代目タムユット派管長、タイ僧伽総管長に就任) の他に、プラ・ヤーナワラーポーン (1872-1958, ม.จ.ว.ชื่น นพวงศ์, 1928年タムユット派管長、1945-1958年総管長、1956年に王族ランクがグロマルアン・ワチラヤーナウォン Kromma Luang Vajirananavongs に昇格) とプラ・タマトライローカーチャー (1872-1951, 1921年タムユット派副管長、1928年にソムデットプッタコーサーチャーの僧爵位) の2名の僧階の高い僧を加えた3名にシーウィチャイの審査を命じた。1920年7月12日にサンガ中部大管長チナウォンシリワット親王からワチラヤーナワローロット総管長に審査結果が、報告された。その内容は、

多数の信徒がいるシーウィチャイを、世俗の役人がピー・ブンではないかと疑っている件、及びシーウィチャイが県サンガに従わず反抗的である件に就いて、先ず、パーヤップ州総督モームチャオ・ポーウォラデートに、シーウィチャイの信徒が多数である件には、裁判所に起訴出来るだけの刑法違反に該当するものがあるか否かを尋ねたところ、ないとの返事を得たので、第2点のシーウィチャイが県サンガに従わず反抗的であることのみに限って審査した。ラムプーン県サンガ長が指摘した、シーウィチャイの罪は、次の8点である。

①許可証なく戒和上を務めたこと

②リー郡サンガ長の指揮監督に従わぬこと

③世俗の役人が、サンガ及び世俗行政の法規について注意喚起をするために、リー郡の僧侶を集会に召集したところ、シーウィチャイの寺院以外の僧侶は集会に参加したこと

④官憲が国王即位式 (ラーチャーピセーク) に点灯と銅鑼・太鼓打ちを各寺院に求めたところ、シーウィチャイの寺院以外は実施したこと (ทางราชการป่าวร้องให้วัดทั้งหลายตามประเพณีต้องกลองในการพระราชพิธีบรมราชาภิเษก วัดทั้งหลายทำตาม แต่พระศรีวิชัยไม่ทำ)

⑤リー郡サンガ長は、寺院がサンガ行政に反抗するのは、シーウィチャイを真似ているからだ判断し、ラムプーン県サンガ長代行にシーウィチャイへの訓誡を求めた。しかし、シーウィチャイの行動に変化はなかったこと

以上①から⑤に関しては、サンガ北部大管長代理の命令によりラムプーン県サンガ長はシーウィチャイを2年間軟禁した。

⑥世俗の役人が世帯センサス調査 (สำรวจสำมะโนครัว) を求めたのに応じず、役人に自分で調査せよと答えた。そこで、郡サンガ長がシーウィチャイに実施するように命じたが、従わなかった。

⑦郡サンガ長が召集した郡内の住職会議に、いくつかの寺院の住職が参加しなかったのは、シーウィチャイを真似たものである。

⑧シーウィチャイにはブン (徳) があり、空から金の鞘の剣がシーウィチャイの仏壇に降って来て、その剣を保持しているという噂がある。シーウィチャイが自慢したか、他の人が噂したのかを問わず、噂の火元はシーウィチャイであると信じる。これがために、衆人は闇雲にシーウィチャイを崇拜している。

上記⑥～⑧により、ラムプーン県サンガ長は、サンガ北部大管長代理の命令を奉じて15日以内にラムプーン県から追放する処罰を下した。しかし、シーウィチャイはラムプーンを離れなかったため、同県サンガ長は命令違反として軟禁し、その後モームチャオ・ボーウオラデート州総督は、サンガ北部大管長代理の許可を得てバンコクに送致した。

私達が直接尋問したところ、シーウィチャイの答えは、

(イ) ①～⑤は認めた。

(ロ) ⑥は、自分は住職ではないので、その義務はない。

(ハ) ⑦は他の住職が真似したと言うが、自分が誘ったり命じたりしたことではない。

(ニ) ⑧の剣は持っていないし、自慢したこともない。他の人達が噂をしているだけである。

我々一同の判断は、

(イ) ①～⑤はシーウィチャイが認め処罰も終わっているため、これ以上の審理は不要。

(ロ) ⑥の弁明は正しい。シーウィチャイは住職を解任されているから。

(ハ) ⑦は住職でない者を他の住職が真似たものであり、後者の罪である。

(ニ) ⑧は、シーウィチャイが自慢したという証拠はない。他人の噂の火元がシーウィチャイにあるとして、彼に罪を着せるのは正しくない。

以上⑥～⑧について検討した結果、シーウィチャイに罪はなく、関連サンガ長が過重な処罰をしたものである。シーウィチャイを釈放し地元に戻させるべきである。

上記3名の高僧から成る審査委員会の判断を読んだワチラヤーナワローロット総管長は、1920年7月14日付けで次のように命じた。

①から⑤はシーウィチャイが白状し処罰も終わっているとして判断をしなかった点は、終わったことと見れば判断は不要だが、正義と先例の面からは判断を加えておくべきである。

①シーウィチャイが許可証なく戒和上を務めたことは正にサンガに対する罪である。県

サンガ長の2年間の軟禁の処罰は、厳し過ぎる。この種の事件では、私が処罰を決めるのが慣例である。サンガ北部大管長は、私に相談なく命令した。もし私に請訓していれば、適度の処罰となっていただろう。

②シーウィチャイが郡サンガ長の指揮監督に服さないというが、処罰する場合は処罰に値する具体的な事例を挙げるべきである。

③世俗の役人が、サンガ及び世俗行政の法規について注意を喚起する目的で、リー郡の僧侶を集会に召集したところ、シーウィチャイが来会しなかった件については、もし世俗の役人が郡サンガ長を通じて召集し、シーウィチャイが住職であって理由を告げずに来会しなかった場合であるならば、シーウィチャイに罪がある。しかし、世俗の役人が単独で召集して来会しなかった場合は、罪とすることはできない。

④官憲が国王即位式（ラーチャーピセーク）に点灯と銅鑼・太鼓打ちを各寺院に求めたところ、シーウィチャイが従わなかった件については、点灯と銅鑼・太鼓打ちは自ら進んで自発的に行うべき事柄である。官憲もただ時間を通知しただけであり強制ではなかった筈だ。もし強制したのであれば、強制自体が間違っている。強制したら却って国王の名誉を汚すことになるのであるから。従ってシーウィチャイが従わなかったことは罪として取り上げるべきではない。

⑤リー郡の寺院が郡サンガ長に反抗することを、シーウィチャイの罪とすることは正しくない。反抗する住職たちの罪を問うのが正しい。

上記5つの嫌疑が生じた時間は、それぞれ異なっているようだが、生じた時に一件ずつ処罰すべきであり、一回に纏めて処罰するのは間違っている。人々はシーウィチャイが虐められているとみるだろう。世俗の権力は、シーウィチャイはピー・ブンではないかと疑っているのだが、それで罪を問うことは難しいので、軟禁せんがために様々な罪を纏めて罰したのであろう。

このように信奉者が多いからと言っても、国の刑法や仏教上の過ちを犯していない者を罰することはできない。もし不当な処罰をすれば、正義に反するだけではなく、人々は同情してシーウィチャイの良き面のみを見て、益々尊敬するようになる。古代には、激化して新しい宗教を樹立した事例さえもあった。

⑥、⑦、⑧についての判断、即ちシーウィチャイに罪はなく、サンガの長が過重な処罰をしたものであり、シーウィチャイを釈放し地元に戻させるべきであるという判断は正しい。しかし、釈放して一人で帰還させた場合、地元のサンガの長と折り合いが悪いので居所が定まらない放浪僧になってしまうので、送る人を付け、もし住職にすべきなら従来通り住職に復し、もしそうでない場合はシーウィチャイが自ら選ぶ寺院に止住させること。

（上記『サンガ公報』のタイ語オリジナルは、Researchmapの村嶋のマイポータル Mics 中の、การบรรยาย เรื่อง “ข้อเท็จจริงทางประวัติศาสตร์เกี่ยวกับการสอบสวนครูบาศรีวิชัยที่กรุงเทพฯ ในปี พ.ศ.2463” (Historical Facts Concerning the Interrogation of Khruba Srivichai in Bangkok in 1920) at Naresuan University on 12 Oct. 2022 の7頁以下に掲載)